

日総第110901号

平成24年11月9日

教 育 長
総 務 政 策 主 監
議 会 事 務 局 長
各 所 属 長 } 様

日野町副町長 岡 村 明 雄

平成25年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「平成25年度予算編成方針」により平成25年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

平成25年度予算編成方針

1 国の政策および国内経済の動向について

国は、平成24年8月に「中期財政フレーム（平成25年～平成27年度）」の改訂を閣議決定しました。平成25年度の歳出の大枠は24年度と同額の71兆円を堅持し、3分野（エネルギー・環境、健康、農林漁業）に限り予算を重点配分するとしています。しかし、71兆円には、社会保障費の自然増として見込まれる8,400億円も含まれていることから、大枠内の重点配分以外となるその他の経費については相当の抑制圧力がかかると見込まれます。

また、これに先立ち閣議決定された「平成25年度予算の概算要求組替え基準」では、予算配分の重点化が示され、公共事業費やその他の裁量経費を10%削減する一方、上記の3分野や「日本再生戦略」に関連した施策には予算の削減額の1.3倍から4倍の要求を可能としています。

一方、地方財政では、総務大臣から関係各大臣あてに発出された「平成25年度の地方財政措置について（平成24年8月17日付け総財調第19号）」において、財政の健全化に当たっては、国と地方の信頼に基づき進めることが必要であり、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）等を踏まえ、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないことが重要であるとの申し入れがされています。

このことから、今後の国家予算により重点配分される3分野と削減が予測されるその他の裁量経費の地方への影響、国の制度改正にともなう地方負担分の変更については、的確な対応ができるよう情報収集に努めるとともに準備を整えておく必要があります。

また、国の経済状況は、政府が発表した10月の月例経済報告では、景気の基調判断を「世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている」としています。公共投資や企業の設備投資計画は堅調ですが、世界経済の減速などを背景に企業の生産が鈍化していることが原因であり、景気の減速感が強まっています。

景気の動向は、町税収入に密接に関係しています。日野町の税収は固定資産税や法人町民税の占める割合が大きく、大きな税収をもたらす一方で、国内景気や世界経済の影響を強く受ける傾向があり、景気の減速が続くと、町税収入が落ち込む可能性があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

次年度の地方の一般財源総額は、総務省の「平成25年度の地方財政収支の仮試算」によると、先の「中期財政フレーム」および「概算要求組替え基準」に基調をあわせ、平成24年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしています。

具体的には、地方の歳入は、地方税で3兆4,000億円と1.4%の増収が見込まれてい

ますが、地方交付税は17兆2,000億円と1.5%減のマイナススタートとなっています。

しかし、増収とされている地方税は、内閣府の経済成長率の試算結果（1.6%増）を用いて機械的に試算されているものであり、現状の経済情勢では仮試算の見込どおりの地方税収の伸びを見込める保証はありません。また、地方交付税も、国や地方の長期債務残高が平成24年度末見込みで940兆円に達しており、社会保障費の増加などにより国の財政状況が大きく悪化している現状では、総額の確保そのものが予断を許さない状況にあります。

一方、地方の歳出の総額は昨年比0.6%増の82兆3,000億円、うち一般行政経費は社会保障費の伸びを見込んで2.5%増の31兆9,000億円、投資的経費や給与関係費は圧縮基調が続いており、それぞれ2,000億円、合計4,000億円の減が見込まれています。

結果として、地方一般財源が平成24年度と同水準に据え置かれているとはいえ、少なくとも次年度の地方の行政需要の増は、本年度と同水準の一般財源で吸収しなければなりません。つまり、必要な財源は、歳入の確保を図るか歳出の削減等によって捻出するより他なく、財政運営の余裕を生み出すものではありません。

滋賀県は、平成23年3月には「滋賀県行財政改革方針」を策定し、平成23年度から31年度までの収支見通しで145億円から240億円の財源不足を見込んでいます。また、平成24年4月には「滋賀県財政の厳しい現実」を発表し、平成24年度当初予算編成で250億円の財源が不足していることや、公債費や県債残高の増加を訴えています。

また、「滋賀県行財政改革方針」では、国、県、市町との役割分担を踏まえた改革として、市町への権限移譲が示されています。権限移譲には、特例条例による財源措置も含めた新たな移譲計画を策定して進めるとし、財源措置を含めるとしていますが、県財政も逼迫していることから、権限移譲については、町財政への影響を注視し、必要な場合は町村会等を通じて適宜県に対して財源措置等の要望を行う必要があります。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

平成23年度決算では、町税が34億2,792万9千円となりました。増加分の内訳としては、個人町民税はほぼ横ばいですが、法人町民税の伸びが大きく1億1,150万2千円（33.2%）の増加となっています。また、固定資産税は、企業の設備投資の減などにより前年比約2,600万円減の18億9,472万8千円となっています。

結果として、法人町民税収の伸びにより、前年度比で1億218万6千円（3.1%）の増となりましたが、ピーク時の平成20年度に比べると3億7,215万1千円の減となっています。

また、本年度の当初予算での町税は、前年比7,416万5千円の減、特に固定資産税では家

屋の評価替えや償却資産の減価償却などにより、約1億5,000万円の減額を見込んでおり、減額分を補うには、相当の大規模な新築家屋や設備投資が必要となります。

一方、地方交付税は、平成23年度決算では16億8,725万7千円となりました。結果として、前年度比1億5,703万3千円(10.3%)増となりましたが、交付税の増額要因として、基準財政収入額が前年比9,637万円(3.4%)減じたことの影響があり、ここには平成22年度の法人税収の減が影響しています。

歳出では、民生費が増加傾向にあります。また、介護保険特別会計などの社会保障関係の特別会計への繰出金も増加しており、高齢化が進む現状では社会保障関係経費の増は避けられません。

財政の弾力性を示す経常収支比率は81.8%となり、前年度と比較して3.3ポイント改善しました。これは、歳出額の内訳には普通建設事業費や災害復旧費等の臨時的経費が多かったこと。決算額では、歳出に伴う経常一般財源額充当額が増加したものの、町税や普通地方交付税などの経常一般財源が増加したことによります。比率は、全国、県内平均と比較すると低い数値ですが、依然として経常的な支出の割合が高いことには変わりはありません。

また、平成25年度予算の見通しは、歳入において、景気の減速感が強まっている状況では、町税の増収どころか、むしろ減収となる可能性が高く、それに伴い個人消費の落ち込みも懸念されることから、地方譲与税や、地方消費税交付金などの県税交付金の減収も予測されます。

さらに、地方交付税は、先の総務省の仮試算では、地方税の増収を見込みつつ地方交付税総額を減じているため、楽観的な見通しはできません。

一方、歳出では、先に各課の次年度予算見込を調査したところ、公債費などの減額要因はあるものの、社会保障関係経費が増加傾向にある中で、桜谷小学校大規模改修工事や庁舎の耐震改修工事などによる上積み要因があり、すでに大幅な財源不足を想定しています。

平成25年度予算にあっては、上記の財源不足に対応するため、財政調整基金の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できず、相当厳しい予算状況を予測しています。

このため、歳入では、税収や使用料を適正に見積もると同時に、見積もりに応じた債権を着実に回収するための取り組みを推進し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、これまで以上の増収へ取り組みが必要となり、歳出においても、これまでの「集中改革プラン」による成果を生かしつつ、歳出の徹底した見直しが欠かせません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

当町では、平成18年度決算による実質公債費比率が18.0%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定し、計画最終年度である平成25年度まで、計画に基づき財政健全化への努力を続けています。平成23年度決算における当該比率は、12.7%（昨年度14.3%）となりましたが、全国市区町村平均の9.9%や県内市町平均の12.0%を上回っています。引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借り入れする場合でも交付税措置のあるものを活用するようにします。

（2）将来負担比率について

平成19年6月24日に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく、平成23年度決算に基づく健全化判断比率4指標のうち、将来負担比率は、これまで町債残高や債務負担行為残高の圧縮に努めつつ、基金の新規積立などの財政健全化に努めた結果、91.5%（昨年度105.2%）に改善しました。しかしながら、全国市区町村平均（69.2%）、県内市町平均（48.2%）を上回っており、今後も比率が増加することのないよう、元利償還金の縮減のため、町債の繰上償還や債務負担行為残高の圧縮、基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

（3）公会計の整備促進について

平成21年度から、平成20年度決算に基づく連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計画書および純資産変動計算書）を作成し、公開しました。これは、発生主義および複式簿記の考え方の導入を図った新たな会計書類を整備することにより、総合的な財務情報を把握し、町の財政構造を収支勘定と資産の両面から分析するものです。平成25年度も、引き続き財務書類から得られる情報をもとに、資産、債務情報を分析し、効率的な財政運営に活用するように努めます。

5 重点施策への対応について

第5次日野町総合計画の体系に基づき、住民生活に大きな影響のあるものや、真に町の発展につながる施策や事業を重点施策として優先的に実施し、限られた財源の中で効率的な予算配分を行います。

（1）教育施設の整備や子育て支援の充実に関する事業

- ・桜谷小学校の大規模改修の実施
- ・日野中学校給食の供用開始
- ・子どもの医療費の無料化拡大の検討

- ・次世代を担う子どもたちの健全育成のための取り組み
- ・歴史資産や貴重な資料の保存活用の取り組み

(2) 福祉の充実や健康増進に関する事業

- ・健診の充実による、病気の早期発見、健康づくりの推進
- ・公費負担による予防接種の継続
- ・障がいのある方や高齢者などの暮らしの支援と基盤整備

(3) 商工業の振興、観光の振興、農業の振興に関する事業

- ・有害鳥獣対策の強化
- ・日野菜、日野米などの振興や地産地消への取り組み
- ・住宅リフォーム制度の継続や体験型教育旅行の推進による地域経済の活性化

(4) 生活基盤の充実に関する事業

- ・五月台への町営水道の拡張事業や公共下水道の整備
- ・町道西大路鎌掛線などの基幹道路や通学路の安全確保
- ・空き家の活用など、定住促進にむけた取り組み
- ・公共交通機関の利便性向上の取り組み
- ・省エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進の取り組み

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、平成25年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますの
で、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、住民生活への影響を最小限にしつつ、長年実施された事業であっても見直しを実施すること。
- (2) 事業の委託先や実施主体が固定化していないか、補助金や助成金の制度が硬直化していないか十分に検討し、前例踏襲を排除した制度の検証を行うこと。
- (3) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。
- (4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第5次日野町総合計画に沿った事業とすること。
また、新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。
- (5) 各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ所管課で

十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

- (6) 歳入歳出全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直し、大胆な発想をもって制度を根本から再構築すること。
- (7) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、廃止も含めた見直しをすること。
- (8) 歳入にあっては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、特に受益者負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。
- (9) 国・県の予算動向は、当町の予算編成に大きな影響を与えることから、動向を十分に注視し、財源として見込めるものは積極的に活用すること。
- (10) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。
- (11) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、年間所要額を的確に見積もること。
補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。
やむを得ず補正予算を行うにあっては、以下のもののみ対象とすること。
 - ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの
 - イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
 - ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算に係るもの
 - エ 事業の進捗に伴う精算に係るもの
 - オ 給与関係経費に係るもの